

# ○一般財団法人長崎県教職員互助組合退職互助部規程

制定 平成 24 年 10 月 9 日議決（平成 25 年 4 月 1 日施行）

## 第 1 章 総 則

### （趣 旨）

第 1 条 この規程は、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営規則（以下「規則」という。）第 2 条第 3 項に基づき、退職互助部（以下「部」という。）の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 互助組合員 定款第 4 4 条第 3 項に規定する組合員のうち、第 1 号、第 2 号及び第 3 号組合員をいう。ただし、再任用フルタイム職員を除く。
- (2) 現職組合員 互助組合員で第 5 条第 2 項に規定する手続きにより現職組合員としてこの部に加入した者をいう。
- (3) 現職加入配偶者 現職組合員の配偶者で、第 6 条第 3 項に規定する手続きによりこの部に加入した者をいう。
- (4) 退職組合員 現職組合員又は互助組合員で、第 5 条第 4 項に規定する手続きにより退職組合員の資格を取得した者をいう。
- (5) 退職加入配偶者 現職組合員及び互助組合員の配偶者で、第 6 条第 6 項に規定する手続きにより退職加入配偶者の資格を取得した者をいう。

### （部の構成）

第 3 条 この部は、現職組合員、退職組合員（以下「部組合員」という。）と現職加入配偶者又は退職加入配偶者をもって構成する。

### （部構成員の権利義務）

第 4 条 部構成員の権利義務は、この規程で定めるものに限る。

### （部組合員の資格等）

第 5 条 満 3 3 歳から満 4 0 歳の年齢に達した互助組合員はそれぞれの年齢に達した日、又は満 4 1 歳以上で互助組合員となった者はその資格を取得した日が属する年度の次の年度の 4 月 1 日から現職組合員として加入することができる。

- 2 現職組合員として部に加入するときは、前項に定めるいずれかの日が属する年度の末日までに様式退第 1 号「退職互助部加入申込書」を提出しなければならない。
- 3 5 5 歳以上の現職組合員が第 2 5 条第 1 項及び第 3 項に定める掛金を完納し退職するとき、又は 5 5 歳以上の互助組合員が第 2 5 条第 4 項に定める掛金を一括納付し退職するときは、その退職した日の翌日から退職組合員の資格を取得することができる。
- 4 退職組合員の資格を取得するときは様式退第 2 号「退職組合員資格取得届」を部に提出しなければならない。ただし、web 申請システムにより届け出る場合は、この限りではない。
- 5 現職組合員が自己理由により部を退会したときは、その後に現職組合員として部に再加入する

ことはできない。

#### (配偶者の資格等)

**第6条** 互助組合員の配偶者は、その互助組合員が第5条第1項に定めるいずれかの日が属する年度の翌年度の4月1日から現職組合員として部に加入するとき、申し出により現職組合員と同時に現職加入配偶者として部に加入することができる。

2 現職組合員の配偶者は、その現職組合員が部に加入している間に限り、申し出により現職加入配偶者として部に加入することができる。

3 互助組合員の配偶者及び現職組合員の配偶者が、現職加入配偶者として部に加入するときは、様式退第10号「現職加入配偶者加入申込書」を部に提出しなければならない。

4 現職加入配偶者は、配偶者である現職組合員に準じた掛金を完納すること、及びその現職組合員が退職組合員の資格を取得することを要件に、部に申し出ることにより、その現職組合員が退職した日の翌日から退職加入配偶者の資格を取得することができる。

5 55歳以上の互助組合員の配偶者は、その互助組合員が退職し退職組合員の資格を取得すること、及びその互助組合員に準じた掛金を完納することを要件に、部に申し出ることにより、その互助組合員が退職した日の翌日から退職加入配偶者の資格を取得することができる。

6 第4項及び第5項の規定により退職加入配偶者の資格を取得する者は、様式退第2号「退職組合員資格取得届」を部に提出しなければならない。ただし、web申請システムにより届け出る場合は、この限りではない。

#### (期間の通算)

**第7条** 夫婦とも現職組合員でその一方が退職し、退職後3か月以内に期間の通算を申し出たときは、現職組合員期間を現職加入配偶者期間に通算することができる。

2 現職加入配偶者が互助組合員となった時は、ただちに部に申し出なければならない。

3 現職組合員が、国又は他の地方公共団体（知事部局等を含む。）の職員に転出したとき、申し出により現職組合員期間を継続通算する。

4 前第1項及び第2項の規定により、期間の通算を申し出る者、又は前第3項の規定により継続する者は、様式退第7号「現職組合員・現職加入配偶者期間通算申出書」を部に提出しなければならない。

5 前項の申出をした者が期間の通算を放棄するにいたったときは、様式退第13号「積立返戻金請求書」を部に提出しなければならない。

#### (資格の喪失)

**第8条** 部組合員（現職加入配偶者、退職加入配偶者を含む）が次の各号の一に該当する場合は、資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 現職組合員が55歳未満で退職したとき。

(3) 正当な理由がなく掛金を納入しなかったとき。

(4) 現職加入配偶者の配偶者である現職組合員が資格を喪失したとき。

(5) 現職加入配偶者が配偶者である現職組合員と離婚したとき。

(6) 現職組合員（現職加入配偶者を含む）から退会の申し出がなされたとき。

(7) 退職組合員（退職加入配偶者を含む）から退会の申し出がなされたとき。

- (8) 郵送物が返送されるなど所在不明の状態となった者又は第29条に定める様式退第4号の提出がなされない者に関して、互助組合により別途定める手続きが取られたとき。

## 第2章 事業及び給付

### (事業の種類)

第9条 この部は、次の事業を行う。

- (1) 医療補助金の給付
- (2) 弔慰金の給付
- (3) 積立返戻金の給付
- (4) 長寿祝金の贈呈
- (5) 検(健)診・ドック補助
- (6) 指定旅館利用補助
- (7) 福祉給付金
- (8) リフレッシュ活動費
- (9) 削除
- (10) 提携施設等割引事業
- (11) セカンドライフサポート事業
- (12) その他福利厚生に関する事業
- (13) 退会一時金の給付

### (医療補助金の給付)

第10条 退職組合員(退職加入配偶者を含む)が疾病若しくは負傷によって療養を受けたときには、医療補助金を給付する。

- 2 医療補助金の給付額は、医療費総額(健康保険法〔大正11年4月22日法律第70号〕の給付対象となる療養費総額〔食事療養に要した費用を除く〕)から医療保険各法による療養にかかる保険給付額及び法令の規定により、国又は地方公共団体等が負担する療養費及び療養に関する給付を控除した額(算定基礎額)から次の表に掲げる「控除する額」を控除した金額に「給付率」を乗じた額(100円未満切り捨て。月の給付上限額以下。)とする。

区分	算定基礎額	控除する額(円)	給付率	月の給付上限額(円)
70歳未満の者	本項に規定する医療費 (入院の月合計)	3,000	50%	15,000
	本項に規定する医療費 (外来の月合計)	3,000	50%	15,000
70歳以上の者	本項に規定する医療費 (入院・外来を合わせた月合計)	6,000	50%	20,000

- 3 前項の医療補助金は、退職組合員(退職加入配偶者を含む)が医療保険各法の適用を受けるにいたった日から部構成員の資格又は医療保険各法の適用を喪失する日までとする。
- 4 医療補助金の給付を受けようとするときは、様式退第11号「医療補助金請求書」を部に提出しなければならない。なお、Web申請システムにより申請する場合は、この限りではない。

**(弔慰金の給付)**

**第 1 1 条** 退職組合員（退職加入配偶者を含む）が死亡したときは、次の表に定めるところにより、弔慰金を遺族等に給付する。

在会期間（死亡日基準）	給付額
1年以内	100,000円
2年以内	60,000円
3年以内	40,000円
4年以内	20,000円
5年以内	10,000円
5年超	5,000円

2 弔慰金の給付を受けようとする者は、様式退第12号「弔慰金請求書」に死亡の事実を証明できるものを添えて、部に提出しなければならない。

**(積立返戻金の給付)**

**第 1 2 条** 現職組合員（現職加入配偶者を含む）が第8条第1項第1号から6号の規定により部資格を喪失したときは、積立返戻金を給付する。ただし、現職組合員が第7条第1項の規定により現職組合員期間を現職加入配偶者期間に通算するとき及び第8条第1項第3号に該当するときは給付しない。

2 現職組合員が55歳以上で退職し、引き続き退職組合員となることなく、積立返戻金の給付の請求をしたときは、積立返戻金を給付する。この場合、部組合員の資格を喪失する。

3 前各項の規定により給付する積立返戻金の額は、現職組合員が納入した掛金（現職加入配偶者分を含む）に相当する額とする。ただし、給与改定に伴う追給額があった場合、100円未満は支給しない。

4 積立返戻金の給付を受けようとする者は、様式退第13号「積立返戻金請求書」を部に提出しなければならない。

**(長寿祝金の贈呈)**

**第 1 3 条** 退職組合員（退職加入配偶者を含む）が次の各号の一に該当したときは、当該各号に定める祝金を贈呈する。

(1) 77歳に達したとき 10,000円

(2) 88歳に達したとき 10,000円

(3) 99歳に達したとき 10,000円

**(検（健）診・ドック補助)**

**第 1 4 条**

(1) 組合員が、病気の予防・早期発見に努めることを目的として、各種検（健）診及び各種ドック受診等の健康管理をサポートするため、その経費の一部を補助する。

(2) 補助額は、1事業年度15,000円を限度とする。

(3) 補助を受けようとする組合員は、受診後に様式退第14号「検（健）診・ドック補助金請求書」を互助組合へ提出しなければならない。

**(指定旅館利用補助)**

## 第15条

- (1) 退職組員又は退職加入配偶者（以下「組員」という。）が、保養のため、互助組合が指定した宿泊施設（以下「指定旅館」という。）を宿泊利用したとき、その利用料金の一部を補助する。
- (2) 補助額は1泊につき2,000円とし、補助泊数は組員ごとに、1事業年度3泊を限度とする。
- (3) 指定旅館利用補助を受けようとする組員は、指定旅館利用補助券発行申請書に必要事項を記入のうえ、互助組合へ申請するものとし、互助組合は、申請者に対して年度利用泊数の限度内で、指定旅館利用補助券（以下「補助券」という。）を発行しなければならない。ただし、Web発行システムにより組員が自ら補助券を発行する場合は、この限りではない。
- (4) 発行後の補助券の内容変更（訂正・加筆）は無効とする。ただし、利用しない者又は利用泊数に減泊が生じた場合は、指定旅館側及び組員の双方で確認のうえ、必要な事項を訂正できるものとし、その内容を互助組合へ報告しなければならない。

### （福祉給付金）

## 第16条

- (1) 1級又は2級の身体障害者手帳所持者でかつ福祉医療費を受給する者及びその者と同等の福祉医療費を受給する者は、医療補助金の対象とせず、療養見舞いとして福祉給付金を給付する。
- (2) 給付内容は、年度1回で、給付額は10,000円とする。
- (3) 身体障害者手帳及び福祉医療費受給者証等所持の申し出に基づき、自動給付とする。
- (4) 被爆者健康手帳所持者は、掛金率の違いから対象としない。

### （リフレッシュ活動費）

## 第17条

- (1) 退職互助部に加入の現職組員が45歳及び55歳のリフレッシュ休暇の該当者となったとき、20,000円を自動給付する。

## 第18条 削除

### （提携施設等割引事業）

## 第19条

- (1) 組員及びその家族の福利厚生の実施のため、全国の互助団体が提携する提携施設（以下「提携施設」という。）を利用する際に、割引等を受ける事業を実施するものとする。
- (2) 提携施設を利用する際は、互助組合が発行した互助組合会員証を、提携施設に提示するものとする。

### （セカンドライフサポート事業）

## 第20条 退職組員、退職加入配偶者及びその家族を対象に、退職後の組員同士の交流や、退職後の生活に資する以下の事業を企画・実施し、その経費（会場費、講師料、相談料等）は互助組合が負担する。

- (1) ランチセミナー  
講演会等とランチをセットにした、組員同士の交流等を目的としたセミナー
- (2) 暮らしとお金の相談窓口

資産管理・運用、医療保険、相続、年金等退職後の様々な課題等に関する、専門相談員による個別相談窓口

2 ランチセミナーの企画内容等及び暮らしとお金の相談窓口の相談方法等は、毎年度、事務局で決定する。

3 ランチセミナーの参加者が支払うべき経費が発生した時は、原則、参加者自身が精算する。ただし、毎事業年度の予算の範囲内で、退職組合員及び退職加入配偶者の参加経費の一部を互助組合が補助できるものとする。

#### (退会一時金の給付)

第21条 退職組合員又は退職加入配偶者が、第8条第7号又は第8号の規定により資格を喪失したときは、次の表に定めるところにより給付する。ただし、在会年数が20年を超える場合は給付しない。

在会期間 (請求書受付日基準)	給付額
1年以内	100,000円
2年以内	60,000円
3年以内	40,000円
4年以内	20,000円
20年以内	10,000円

2 退会を申し出ようとする者で在会20年を超えているときは、様式退第17号の1「退職互助部退会申出書」を、在会20年を超えていないときは、様式退第17号の2「退職互助部退会申出書(兼退会一時金請求書)」を部に提出しなければならない。第8条第8号に規定する資格喪失者が退会一時金を請求する場合も同様とする。

#### (給付の請求)

第22条 この規程において、請求又は申請が必要な給付は、部構成員又はその遺族等の請求により行う。

#### (給付方法)

第23条 給付の方法は、会計処理規程第15条及び第16条を準用する。

#### (給付の制限)

第24条 給付の制限は、規則第26条(貸付は除く。)を準用する。

### 第3章 掛 金

#### (掛 金)

第25条 現職組合員(現職加入配偶者を含む)は、部の掛金として加入した日の属する月から20年間(240回)、現職組合員の毎月の給料の月額(給料月額、調整額及び教職調整額を加算した額。以下同じ。)に、次の表に掲げるそれぞれの加入形態の掛金率を乗じて得た額(円未満は、切り捨てる。)を納入しなければならない。

加入形態の種別	掛金の率
現職組合員のみ加入	1,000分の5

現職組合員及び現職加入配偶者が加入	1, 000分の10
現職組合員及び原爆手帳を有する現職加入配偶者が加入 原爆手帳を有する現職組合員及び現職加入配偶者が加入 (法令等の規定による全額公費負担受給者を含む。)	1, 000分の7
原爆手帳を有する現職組合員のみ加入 (法令等の規定による全額公費負担受給者を含む。)	1, 000分の2
原爆手帳を有する現職組合員及び原爆手帳を有する現職加入配偶者が加入 (法令等の規定による全額公費負担受給者を含む。)	1, 000分の4

- 2 現職組合員の毎月の給料の月額、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）により、給料月額等の7割措置の対象となる者（以下「7割措置者」という。）については、60歳に達した年度末以降も、60歳に達した年度末の給料の月額とする。
- 3 現職組合員（現職加入配偶者を含む。）が退職組合員（退職加入配偶者を含む。）の資格を取得する際、掛金の納入回数が240回に達していないときは、退職の日の属する月の給料の月額に第1項に規定する掛金率を乗じて得た額に残余の回数に乗じて得た額を、退職後3か月以内に納入しなければならない。ただし、7割措置者については、60歳に達した年度末における給料の月額に第1項の掛金率を乗じて得た額に残余の回数に乗じて得た金額を納入するものとし、既納入額との差額がある時は退職後3か月以内に納入しなければならない。
- 4 第5条第3項に規定する互助組合員が退職組合員の資格を取得するための掛金の額は、次に掲げる表の各年度の基準年齢に応じた基準額とし、各年度の当該互助組合員の退職時の年齢が、基準年齢から1歳下がるごとに基準額に10,000円を加えた額、基準年齢から1歳上がるごとに基準額から10,000円を減じた額とする。

年度（令和）	5～6	7～8	9～10	11～12	13～
基準年齢	61	62	63	64	65
基準額（円）	535,000	540,000	545,000	550,000	555,000

- 5 第6条第5項に規定する互助組合員の配偶者が退職加入配偶者の資格を取得するための掛金の額は前項で算定した額と同額とする。
- 6 掛金の払込みについては、運営細則第5条を準用する。

**（掛金及び給付の調整）**

**第26条** この部の資産状況について、少なくとも5年に1回は検討を加え、掛金及び給付の内容等について変更の必要があるときは、所要の調整を行うものとする。

**第4章 引当金**

**（支払準備金）**

**第27条** 支払準備金は、将来の給付及び諸経費の必要見込額として、保険計理人により算出されたものとする。

## 第5章 組合員管理等

### (組合員名簿)

第28条 理事長は、第5条第2項及び第4項、第6条第3項及び第6項並びに第7条第4項及び第5項の届出を受けたときは、電磁的方法により組合員名簿を備え、所要の事項を記録して整理しなければならない。

### (記載事項の変更)

第29条 退職組合員（退職加入配偶者を含む）は、住所、氏名等の変更事由が生じたときは、様式退第4号「退職組合員台帳記載事項変更届」を部に提出しなければならない。

2 前項の手続きが困難な場合は、電話や代理人を通しての連絡など可能な手段をもって、手続きに代えることができるものとする。

### (遺族の範囲及び順位)

第30条 遺族の範囲及び順位は、規則第30条を準用する。

### (権利の消滅)

第31条 権利の消滅は、規則第27条を準用する。

### (権利の存続期間)

第32条 給付の請求は、その原因である事実が部構成員の資格を有する期間に生じたものに限り、これを行う。

## 第6章 運営委員会

### (運営委員会)

第33条 組合員の退職後の福利厚生事業の運営及び推進並びに充実発展を図るために退職互助部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (運営委員会の構成)

第34条 運営委員は部組合員の中から理事会で選出し、理事長が委嘱した委員若干名をもって構成する。

2 委員の選出の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員代表
- (2) 退職組合員代表
- (3) 現職組合員代表

3 役員代表は、部組合員にかかわらず業務執行理事の職にあるものを充てる。

4 第2項第2号及び第3号の選出については、別に定める。

5 委員長は、委員の互選により選出する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとし、最長2期（4年）までとする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営委員会の任務)

第35条 委員は、部組合員の福利向上と部運営の推進のため、次の事項及びその他事業の推進に必要な事項を検討する。

- (1) 既存事業の見直し
- (2) 新規事業の検討
- (3) その他理事長が必要とする事項の検討

#### (運営委員会の運営)

第36条 運営委員会の開催は、理事長が必要に応じ招集するものとし、委員長がその議長となる。

- 2 検討の結果について理事会に報告するものとする。

#### (委員の報酬等)

第37条 委員は、無報酬とする。

- 2 委員が、会議の招集に応じ、又は委員会の用務のため旅行したときは、役員報酬等及び役員の職務遂行費用規程に規定する第6条を準用する。

### 第7章 支 部

#### (設 置)

第38条 地域の特徴にあわせた自主的な事業活動・企画運営を行うと共に、退職組合員（退職加入配偶者を含む）の相互交流を図るため、支部を設置する。

- 2 支部に関する必要な事項は、別に定める。

### 第8章 雑 則

#### (その他)

第39条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 2月14日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第3項、第6条第4項、第8条第1項第2号並びに第12条第2項の規定は、第5条第2項に規定する加入申込書を令和5年3月31日までに提出し部に加入した者については、なお従前の例による。